

平成19年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用水供給先 成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市
白井市 富里市 酒々井町 印旛村 長門川(企)
- (2) 年間総給水量 18,573,480 m³
- (3) 1日平均給水量 50,747 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		3,890,821 千円
第1項 営業収益		3,802,640 千円
第2項 営業外収益		88,181 千円
	支	出
第1款 事業費用		3,651,910 千円
第1項 営業費用		3,129,023 千円
第2項 営業外費用		416,052 千円
第3項 特別損失		96,835 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 918,879 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 39,339 千円及び過年度分損益勘定留保資金 879,540 千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		822,228 千円
第1項 企業債		303,700 千円
第2項 国庫補助金		141,804 千円
第3項 出資金		339,084 千円
第4項 負担金		37,640 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,741,107 千円
第1項 新設工事費		691,940 千円
第2項 建設改良費		219,051 千円
第3項 企業債償還金		542,349 千円
第4項 年賦償還金		272,346 千円
第5項 国庫補助金返還金		5,421 千円
第6項 予備費		10,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業	千円 303,700	証書借入	年 4.5 % 以内	財政融資資金及び公営 企業金融公庫資金につ いては、その融資条件 による。その他の資金 については、融資先と 協議して定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 192,339 千円
- (2) 交際費 70 千円

(他会計からの補助金)

第8条 資本的支出及び事業費用にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、124,283 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、312 千円と定める。

平成19年 2月 7日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 渡貫博孝